

健保ニュース 第187号

日本電子健康保険組合

ホームページアドレス <http://www.jeol-kenpo.com/>



慈雲寺のイトザクラ（平成 29.4.16 K.F さん提供）

「国民皆保険」を維持する為に

平成28年度の当組合は、一般勘定では単年収支が黒字となる予測です。但し、健保財政は年度ごとに大きく様相が変わります。その時の備えが必要です。

国民医療費は平成25年度に40兆円に達し、その後も年々増加の一途を辿っていきます。少子高齢化は医療費の増大に直結します。これを抑えるためには、日本人全員が健康で、高齢になっても医療費をできるだけ使わないで済む社会になるしかありません。

日本人の平均寿命が高水準で推移していることの要因の一つとして健康保険制度における「国民皆保険」があると思います。日本では、さまざまな立場の人が漏れなくなんらかの医療保険に加入するしくみを作っています。海外でも国民皆保険をほぼ達成、または達成しつつある国は多いですが、どうしても年収や職域で漏れてしまう層があり、国民の全てを網羅するしくみ作りはなかなかむずかしいようです。

国民皆保険の大きなポイントは、所得の多い少ないに拘わらず、同様の治療が受けられることです。掛かる費用は総医療費の3割が原則本人負担で、残りは健保組合などの医療保険者が負担します。所得が少ない国民には別途救済されるしくみもあり、これらが国民皆保険を支えています。

健保組合をはじめとする医療保険者の財政は保険料で賄われています。医療費の増大によって収支が不均衡になると、医療保険制度に大きな危機が生じることになります。どの医療保険者もそうならないように努力をしていますが、力及ばず、厳しい状況に陥っているところも少なくありません。

国民皆保険を守るために、私たちができることは医療費を全体最適で利用していくことです。普段の健康管理や、病気に罹っても、症状が重くなる前の早めの対処等で賢く使いましょう。

平成29年度 事業計画・予算

28年度一般勘定は黒字決算に回復予測

29年度一般勘定は納付金少額予測で、黒字予算

一方介護勘定は納付金増大により赤字予算

去る2月16日に開催した第126回組合会にて、平成29年度事業計画及び収入支出予算を決定しました。平成28年度決算予測は、一般勘定、介護勘定共に黒字となる見通しです。

29年度予算は、一般勘定の経常収支は黒字の見込です。国に支払う納付金が28年度同様比較的少額で推移しているためです。

一方、介護勘定は、納付金の計算方法が変わり当組合では増額となりました。増加額は保険料収入では不足する見込みです。介護勘定は5年ぶりに単年度赤字予算となりました。

以上の状況ですが、健康保険料（現在1000分の86）及び介護保険料（現在1000分の12）は現行通りとします。

1. 平成28年度決算予測

納付金が減額傾向であり、収支は黒字の予測です。但し保険給付費が年々上昇しています。今後の注意が必要です。

2. 高齢者医療制度の影響

全国の健保組合の財政を圧迫している納付金は、当組合の財政運営に大きく影響しています。

平成29年度予算の納付金見込総額は569,020千円となりました。平成28年度予算から6,000千円増額しましたが、大幅な変化ではありませんでした。それでも納付金は年ごとに乱高下します。今後も注意が必要です。

3. 平成29年度予算編成状況（一般勘定）

平成29年度は、ここ数年増額している保険給付費の動向を注視しながら、適正な運営を実施します。

28年度からは不正請求のチェックを図る観点から、業者による診療報酬の内容チェック及び柔道整復師による申請の照会を開始しました。29年度は効果を検証しつつ、引き続き同様の業務を継続します。被保険者証は平成30年度の更新のための準備費用を計上しています。

4. 保健事業

これまでの事業の充実を図るとともに、より効果的な事業の推進を図ります。

5. 介護保険(介護勘定)について

平成28年度予測では介護保険料収入等の162,277千円に対し、納付金が158,432千円となり、残金が発生する見込みです。

平成29年度予算では納付金が増加し、単年度介護保険料収入では支払額が不足する見込です。不足分は介護準備金の取崩しで対応します。

平成29年度 収入支出予算概要表

[一般勘定]

収入の部

科 目	予算額 (千円)
健康保険料収入	1,752,068
保険料	1,751,625
国庫負担金収入	443
*調整保険料収入	26,973
繰入金	2,000
退職積立金繰入	2,000
*別途積立金繰入	0
国庫補助金収入	771
特定健診指導助成金	766
*その他助成金	5
*財政調整事業交付金	13,888
雑収入	4,127
利子収入	174
施設利用料	2,552
*補助金等追加収入	2
その他	1,399
収入合計	1,799,827
経常収入 (*を除く)	1,758,959



支出の部

科 目	予算額 (千円)
事務所費	56,897
組合会費	432
保険給付費	942,899
法定給付費	904,391
付加給付費	38,508
納付金	569,020
前期高齢者納付金	109,000
後期高齢者支援金	433,000
退職者給付拠出金	27,000
病床転換支援金	10
老人保健拠出金	10
保健事業費	123,614
還付金	102
保険料還付金	100
*調整保険料還付金	2
*営繕費	0
*財政調整事業拠出金	26,973
連合会費	941
積立金	1,100
雑支出	1,171
*補助金等返還金支出	771
その他	400
*予備費	76,678
支出合計	1,799,827
経常支出 (*を除く)	1,695,403
経常収支差	63,556

[介護勘定]

収入の部

科 目	予算額 (千円)
介護保険収入	162,095
繰越金	1,000
繰入金	40,000
雑収入	2
収入合計	203,097

支出の部

科 目	予算額 (千円)
介護納付金	184,253
介護保険料還付金	500
積立金	8,344
予備費	10,000
支出合計	203,097

【事務局だより】

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

従来の医療費控除制度の特例として、平成 29 年 1 月から新たに始まっている『セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）』について説明します。

■制度の概要

健康の維持増進および疾病の予防のために健診や予防接種等を受けていて、かつ、制度対象となる OTC 医薬品（市販薬）の年間購入額が 12,000 円を超える場合、確定申告を行うことにより、12,000 円を超えた額（上限金額 88,000 円）をその年分の総所得金額等から控除できる制度です。

■対象となる期間

平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日

■申告対象となる人

①所得税、住民税を納めている

②制度の対象となる OTC 医薬品の年間購入額（1～12 月）が 12,000 円を超えている（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）

③健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診断、がん検診）を行っている。

■対象となる医薬品

医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品という）です。対象成分や品目等については厚生労働省のホームページに掲載されています。なお、制度施行後は購入の際に参考となるよう、対象製品のパッケージに以下のような識別マークが表示されます。



■従来の医療費控除との関係

セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、ご自身で選択することになります。



お金を無駄にしないために、「かしこい患者」を目指しましょう

お医者さんに掛かる時に治療代、薬代を節約できることがあります。可能ならばちょっと工夫してみましよう。

「はしご受診」（医療機関を渡り歩く）はやめよう

複数の医療機関で同じ検査をするのは医療費の「ムダ」です。

「コンビニ受診」（休診日や診療時間外に行く）はやめよう

急病等でない時に自分のご都合で医療機関の診療時間外や深夜、休診日に受診すると、割増料金がかかるだけでなく、他の救急が必要な方の医療の妨げにもなってしまいます。

「ジェネリック医薬品」を活用しよう

ジェネリック医薬品は効き目・安全性が新薬同等であると国が厳しく審査し承認された医薬品です。新薬に比べて 3 割から 5 割安くなるものもあります。薬を処方して貰う時に「ジェネリックをお願いします」と伝えましょう。

任継の方のマイナンバー取得について

健保組合では、被保険者及び被扶養者の「マイナンバー」は、番号法別表第1（第9条関係）「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令に定めるもの」に利用します。

任意継続の方のマイナンバーは住基ネット経由で取得させて頂く予定です。但し、必要に応じて直接提供をお願いすることもあります。その際はご協力下さいますようお願い致します。

被扶養者（家族）の異動に伴う健保組合の手続きはお済みですか？

4月は異動シーズンです。ご家族（被扶養者）が就職やアルバイト、年金等の収入などに変化はありませんか？その場合には、必ず健康保険組合のお手続きも行ってください。

下記の場合が被扶養者ではなくなります。

◎就職したとき

◎月額108,333円以上（60歳以上は月額150,000円）の収入が見込まれる場合

勤め先の健康保険の有無に関わらず、就職日での減少手続きが必要です。

◎失業保険を受給するとき

◎お子様が結婚したとき

〔減少のお手続き〕被扶養者異動届と一緒に就職した方の健康保険証を添えて、会社の担当部署に提出してください。なお、被扶養者異動届の用紙はホームページ（<http://www.jeol-kenpo.com/>）からダウンロードできます。

〔確認して下さい〕お手元に減少させなければならない人の当組合の健康保険証が残っていませんか？その場合は、必ず当組合専用の書類にて減少のお手続きをし、健康保険証をご返却ください。

被扶養者の減少手続きを怠ったまま受診した医療費、又は健診料の組合負担分は返却していただきます。ご自身に面倒なお手間がかかります。お手続きの漏れがないようお願い申し上げます。

なお、被扶養者の資格がない人をそのまま加入させておくことは、健保組合が国へ支払う納付金が不当に増額し、その結果、全社員の保険料負担が重くなることに繋がります。

不明な点はお気軽に健保組合へお問い合わせください。

平成29年度主婦健康診断のご案内

被扶養者を対象とした主婦健康診断を今年度も実施します。詳しい案内書は既にご自宅へ郵送しています。健診機関によって実施期間に違いがありますので、案内書をご確認いただいております。締切りは、連休明けの5月8日ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成29年度超音波検診（東京地区のみ実施）日程の変更について

例年6月下旬から7月に実施していましたが超音波検診ですが、実施している医療機関の関係で、実施時期を11月下旬から12月に変更いたします。具体的な日程は別途連絡します。ご理解をよろしくお願いいたします。

公告第323号 任意継続被保険者の標準報酬月額上限

健康保険法第47条2項の規定に基づく平成29年度の任意継続被保険者の標準報酬月額上限は、500,000円になります。平成28年度は470千円でした。

組合の現勢（平成29年3月末現在）

一般保険		介護保険	
被保険者数	3,025 名	該当被保険者数	1,785 名
男子	2,543 名	男子	1,497 名
女子	482 名	女子	288 名
被扶養者数		該当被扶養者数	
男子	1,093 名	男子	2 名
女子	2,128 名	女子	775 名

編集後記

かじかんだ手足が動くようになり、太陽が感じられる季節になりました。

当組合では組合員が病気の治療などにかかる費用が、年毎に増加しています。この中には生活習慣病に関するものも多く含まれています。健保組合はみなさんの病気、怪我等の対応をしています。でも、もっと良いのは皆さんが病気にならず、元気で過ごすことです。

この良い季節から体を動かすことを生活習慣にしましょう。

平成29年4月28日発行

日本電子健康保険組合

〒196-8558 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

編集・発行責任者／末岡 弘